

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B1	経過措置の範囲	研修受講の可否	<p>H23年度都道府県研修における実地研修の修了がH24年3月31日までに満たされない者については、(1)年度を越えた後においてもH23年度事業の対象として実地研修を行うのか、それともH23年度事業の対象としては当該者は未修了者扱いとして事業を終了させ、改めて法施行下で都道府県(又は登録研修機関への受入依頼等)により実地研修のみを行うのか。</p> <p>(2)前者の場合は研修修了時点をもって経過措置対象者として取り扱われ、後者の場合は「基本研修」を一部免除として取り扱った上で「喀痰吸引等研修」を修了し、かつ、認定特定行為業務従事者として取り扱うのか。</p> <p>(3)それぞれの場合の実地研修に要した費用についてはH23年度国庫補助事業として精算確定すればいいのか、それとも受講者負担とすることは可能か。</p>	<p>・一定範囲までを本事業で実施し、H24年度以降は都道府県又は登録研修機関で残りの研修を行った上で認定することは可能。その際、受講者がどこまで研修を終えているか、証明できる書類を発行することが必要になる。</p> <p>・予算単年度主義が原則であり、H23年度国庫補助金については年度末までにかかった費用について対応する予定。</p>
B2	経過措置の範囲	認定証に記載される行為	<p>現在違法性阻却論により容認されている方については、その範囲において、認定特定行為従事者になりうるが、今後もたん吸引研修を受講する必要がないのか。</p>	<p>現在、違法性阻却でたんの吸引等を実施している方については、その行為の範囲内で経過措置の認定が行われる。したがって、それ以外の行為を実施する場合には、研修を受ける必要がある。</p>
B3	その他	H23年度研修の未修了者の扱い	<p>経過措置対象者については、申請により認定証の交付を受けたうえで、平成24年4月1日以降も行為が可能と説明されているが、H24年度より開始される喀痰吸引等研修の3課程とは別に、実施可能な行為ごとに認定されるものという理解でよいのか。(特養であれば「口腔内、胃ろう」のみと行為の範囲が記載されるなど)。</p> <p>平成24年度に、違法性阻却の通知に基づいて、特養において施設内で研修を実施した場合、口腔内、胃ろうの行為について、認定証の交付は可能なのか。</p>	<p>前段については、御指摘のとおり、実施可能な行為が認定証に記載され、その範囲でのみ経過措置として認められる(ただし、特養については、現在、胃ろうによる経管栄養のうち、栄養チューブ等と胃ろうとの接続、注入開始は通知により認められていないため、これらの行為は除かれる)。</p> <p>後段については、平成24年度以降に開始した研修については、経過措置の対象とはならない。</p>
B4	その他	違法性阻却通知の取扱い	<p>違法性阻却の通知はいつ廃止されるのか。</p>	<p>介護職員等による喀痰吸引等の実施については、従来、厚生労働省医政局長通知により、当面のやむを得ない措置として、在宅、特別養護老人ホーム及び特別支援学校において一定の要件の下に認めるものとして取り扱っているが、当該通知について、新制度施行後は、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定である。</p>

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B5	経過措置の範囲	対象者	違法性阻却の通知は、施設関係は「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」のみで、障害者施設や通所事業所における取扱いについては明記されていない。また、「ALS患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」は在宅に限定されている。障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置の対象に含まれるのか。	障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置対象者には含まれない。
B6	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の経過措置認定者の認定行為の範囲	認定証の有効範囲	①特養で14hの研修を受け、施設長名の修了証が発行されたが職員が、転勤、転職等により登録時に特養に在籍していない場合でも認定は可能か？ ※介護には従事している。(たとえば法人の老健に勤務している。グループホーム、他特養に勤務している等) ②また認定後退職し、他の施設(他特養、老健、デイ等)で勤務した場合、資格は有効か？ ※登録事業所である老健や、デイでも特養の経過措置のケアが可能か、あるいは特養でしか有効ではないのか？	認定は介護職員個人に対する認定行為であり、認定された行為を行う限りにおいては、事業種別を問うものではない。

B 経過措置対象者に関すること

No.	区分①	区分②	【a】	【A】
B7	経過措置対象者	第3号研修	経過措置対象者(居宅におけるALS等の障害者に対する喀痰吸引を実施していた者)がH24年4月1日以降に第3号研修を受講し、対象者や行為を変更する場合、例えば、 ・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、鼻腔内喀痰吸引の行為を追加する場合は、実地研修(特定の対象者に対する当該行為)のみを受講すれば良く、 ・口腔内喀痰吸引を実施していた者が、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の行為を追加する場合は、基本研修(経管栄養部分の講義3時間と演習1時間)及び実地研修(特定の対象者に対する当該行為)を受講するということがよいか。	お見込みのとおり。
B8	経過措置対象者	経過措置対象者の範囲	違法性阻却通知又は平成22年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業・平成23年度都道府県研修に基づく研修を受講したが、現在喀痰吸引等を実施していない者については、経過措置対象者に含まれるか。	今後、喀痰吸引等の業務を実施する見込みがある場合は対象として差し支えない。
B9	登録喀痰吸引等事業者	申請	登録事業者の登録については、認定特定行為業務従事者の認定が行われた後、従事者名簿が整って始めて申請が可能となるものであり、認定特定行為業務従事者の認定が遅れ、事業者登録が4月1日に間に合わない場合については、事業者登録の申請書が受理された後、4月1日に遡って、登録したものとする取り扱いできないか	そのような扱いとして差し支えない
B10	認定特定行為業務従事者	申請	認定特定行為業務従事者の認定が遅れ、4月1日までに間に合わない場合については、4月中に従業者の交付申請書が受理された場合に限り、4月1日に遡って、登録したものとする取り扱いできないか	そのような扱いとして差し支えない
B11	経過措置対象者	第三者証明	経過措置者に係る交付申請時に添付の第三者証明書について、第三者とはどのような者が該当するか。	不特定多数の者を対象とした介護職員であれば、その者が勤める事業所の長となり、特定の者を対象とした者であれば、その者が勤める事業所の長や主治の医師等によるものと考えられる。